千歳川放水路計画・千歳美々ワールド　要望書

千歳川流域の遊水地整備についての要望書
2004 年 9 月 28 日
石狩川流域委員会委員長　丹保 憲仁 様

北海道千歳川・石狩川の治水対策についての意見書
2000 年 2 月 16 日
千歳川流域治水対策全体計画検討委員会委員長　小林　好宏　様
６団体連名の意見書を提出

千歳川流域の治水対策についての「中間まとめ」に対する意見
1999 年 5 月 7 日
千歳川流域治水対策検討委員会委員長宛

千歳美々ワールド開発・分譲事業用地の今後の環境保全について（要望）
1999 年 6 月 28 日
千歳市長宛、千歳市議会

千歳川放水路計画に関する質問
1997 年 6 月 18 日
建設大臣　亀井静香　様

平成 16 年 9 月 28 日

石狩川流域委員会
委員長　丹保 憲仁　様

東京都渋谷区初台 1-47-1
財団法人　日本野鳥の会
会長　　柳　生　　博

要　望　書

千歳川河川整備計画における遊水地の整備について

本会は、「自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設け、また野鳥に関する科学的な知識及びその適正な保護思想を普及することにより、国民の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に資すること」との目的を理念とする公益法人であります。現在、全国に約４万７千人の会員と 88 の支部を擁し、この理念に沿ってさまざまな活動を展開しております。

特に千歳川流域の治水対策につきましては、自然環境の保全の観点から、前計画である千歳川放水路計画当時から取り組んできております。

千歳川流域における治水対策については、千歳川放水路に代わるものとして平成 14 年 3 月に千歳川治水対策全体計画検討委員会によってまとめられた堤防強化（遊水地併用）案の提言をふまえ、石狩川流域委員会において遊水地の具体的な場所や整備手法について検討されていると存じます。

貴委員会に対して開発局が示した「千歳川河川整備計画（素案）の骨子」には、この流域には渡り鳥の中継地として重要な役割を持つ水面が存在し、河川環境の整備にあたってはその生息環境の保全に努めると明記されております。

ご承知のとおり、千歳川流域には、春秋の野鳥の渡りの時期に、国指定の天然記念物であり、レッドリストにも記載されているマガンやヒシクイ（亜種オオヒシクイ）等希少な水鳥類が多数飛来しております。特に旧長都沼（幅広水路）はマガン、オオヒシクイ等を合わせて約 3～4 万羽が春季の採餌場所およびねぐらとして利用、滞在し、環境省の重要湿地 500 にもリストアップされております。

また、千歳川流域は、ラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖と宮島沼の中間に位置し、同じ個体群の移動ルートの確保および個体群の分散という観点からも、今後永続的な保全が必要な重要地域と考えております。

一方で、旧長都沼（幅広水路）周辺は、かつて長都沼や馬追沼をはじめ大小の沼沢地が広がっていた低地帯であり、現在も内水氾濫被害が見られること、国有地や非耕作地が存在することから、遊水地の候補地としては地理的、治水上も適地であると考えられます。

飛来する主要な水鳥であるガン類は非常に警戒心の強い鳥類であることから、安全な中継地、ねぐらとして利用するためには、ある程度の広さを持ち、人からのかく乱を受けにくい水面の確保が絶対条件であり、治水機能に加えて、この条件を加味した湿地の復元をすることが必要です。

以上のことから、下記の点を要望いたします。

記

１．千歳川流域における遊水地の検討にあたっては、旧長都沼（幅広水路）および旧馬追沼などかつて湖沼の存在した地域は準絶滅危惧種であるマガン・ヒシクイの重要な生息地であることから、特に重要な湿地として復元するようにご検討ください。

２．湿地を再生する遊水地の整備にあたっては、水鳥の生息地としての機能を果たすとともに、自然と農業の共生について、関係者間の合意を得られるよう鳥類の専門家や農業関係者を含めた協議の場を設けることを、委員会の提言の中に入れてください。

以上

２０００年2月１６日

千歳川流域治水対策全体計画検討委員会
委員長　小林　好宏　様

（社）北海道自然保護協会　会長　俵　浩三
（財）日本野鳥の会　自然保護センター　所長　市田則孝
千歳川放水路に反対する市民の会　代表　大西陽一
市民ネットワーク北海道　代表　中嶋和子
環境市民連絡会　代表　山下泰生
とりかえそう北海道の川実行委員会　代表　小野有五

意　見　書

検討委員会におかれましては、ご多忙のなか千歳川・石狩川の治水対策について、ご検討されておられますことに敬意を表します。しかし、これまで２回の検討委員会の内容から判断させていただきますと、検討委員会における議論の進め方には以下に指摘させていただくような重大な問題があると申し上げなければなりません。もし検討委員会をこのままのかたちで進めるならば、将来に大きな禍根を残すと考えられますので、この時点で意見を申し上げたいと存じます。委員長ならびに検討委員各位におかれましては、以下の問題点に関して、早い時点でご再考いただきたく、お願い申し上げます。

１．合流点での具体的対策の議論に入る前に、
　　石狩川の基本高水流量の再検討を行うべきです。

これまで２回の検討の結果、千歳川の洪水対策を合流点対策のみで解決しようという案は、何れの案も放水路計画と同様、地域社会や自然環境に多大な犠牲を強いる大規模な計画であることは明らかとなっております。

これを解決するには、石狩川水系全体の治水の視野に立って行うことが必要です。そもそも検討委員会は、「千歳川流域治水対策全体計画検討委員会」であり、全体計画とは、当然、基本高水流量の策定をそのなかに含むべきものであります。旧河川法のもとで策定された昭和５７年の石狩川の工事実施基本計画の根幹をなす千歳川放水路計画が中止された現在、事業主体である北海道開発局は、新河川法のもとで、あらたな整備基本方針を策定しなければならないはずです。検討委員会の事務局には事業主体である開発局が入ってい

ることから考えれば、検討委員会は、検討委員会での十分な議論を通じて事業主体である開発局に放水路計画中止後の新たな基本高水流量について提言できる立場にあり、またそれをしなければならない立場にあると考えます。なぜならば、基本高水流量の再検討なしには、千歳川・石狩川合流点での石狩川の水位はいかようにも変わってしまい、合流点対策の具体的・技術的議論には入れないからであります。

先の北海道による「千歳川流域治水対策検討委員会」の議論では、現在の基本高水の変更には石狩川全体の検討が必要となり、検討のために与えられた概ね１年という時間的制約のなかでは、そこまでの検討は不可能ということで、この問題は先送りされてきたにすぎません。もちろん合流点対策として出された５案の技術的検討も前委員会から検討委員会に託された課題ですが、この課題を解決するには、それに先立って合流点の水位を決める基本高水流量の検討をしなければならないことは明らかです。したがって検討委員会の議論はまずこの点から行うべきだと考えます。

第２回の検討委員会の議論のなかで、基本高水流量の変更は検討委員会ではできないとの発言がありましたが、これは新河川法の誤った解釈と言わざるを得ません。既に新河川法は施行されているのです。検討委員会は新河川法に則って検討しなければならないはずです。旧河川法のもとで政策決定された基本高水流量は、新河川法のもとでは、河川整備基本方針のなかで当然再検討されるべきものです。現在まだ新河川法による整備基本方針が決まっていないといって、旧河川法のもとで策定された基本高水流量に合わせて合流点対策を立てたらどうなるでしょうか。新河川法による整備基本方針で基本高水流量が変わったら、そこでもう一度合流点対策が変わる可能性が出てしまいます。なお、新河川法のもとでも、既にだした基本高水がカバー率100%から採用されたもので変えられないという考え方は「建設省河川砂防技術基準（案)」を法律上の上位規範とするもので誤りです。

この点に対しては異論があれば、公文書で建設省に照会して回答を求めるべきです。

前述したように、検討委員会の事務局の一つである北海道開発局は、新河川法に基づいて石狩川の河川整備基本方針をまさに立案する部局であり、検討委員会での検討結果は当然、今後の石狩川の整備基本方針に反映されるものと考えます。

したがって、もし、検討委員会が合流点対策の技術的問題の議論を先行させようとするのなら、少なくとも、石狩川の基本高水流量を１２０００トンから１８０００トンまで、何通りかに設定した条件のもとで検討を行ない、それぞれの場合にかかる費用や自然的・社会的影響、経済的効果、治水効果、地元への負担の軽重などについて、それぞれ評価しながら議論すべきであると考えます。

２．千歳川流域での対策の推進と石狩川流域における総合治水対策を推進して下さい

第１回目の検討委員会において、前委員会で提言された千歳川における当面の対策につ

いて、事務局より概要の説明がありましたが、これについての検討がなされておりません。例えば遊水地による洪水のピークカットや浚渫拡幅によって合流点における千歳川の流量がどう変化するのかの検討がなされず、従来どおりの 1,000 ㎥／秒を石狩川で処理するとされています。石狩川の負担を減らすためにも千歳川流域での対策を評価しさらに進めることが必要です。

建設省では、今年２月４日から開かれている河川審議会に遊水地として使われる地域への補償制度や河川の流域全体での新たな治水方法の検討やダム堤防型治水の見直しを諮問されたと報道されております。このことは、北海道での千歳川流域でのこれまでの議論がまさに一歩進んだ議論であり、その実施に追い風となることを示しています。（１月２２日共同通信ニュース速報，２月１２日朝日新聞）

検討委員会での検討は、前委員会で結論づけられた「大きな工事に頼らず、流域内での中小の対策の積み重ねによる治水対策」という提言を受けて行われるべきものであり、知事ならびに北海道開発庁長官もこの提言を受け入れていることから、検討委員会には、総合治水対策のさらなる前進のための検討が求められていると考えます。

しかしながら、検討委員会ではこれまで、開発局から示された合流点対策の検討のみがなされております。１．でも述べましたが、合流点の水位を固定したうえで合流点対策とそれに対する影響軽減対策を検討するならば、前委員会から検討委員会に託された課題は解決できません。前委員会でも開発局の示した５案に限定せずに最良の方策を検討することとしていますが、新たに建設省からの河川審議会に対して諮問がなされたという状況の変化も踏まえ「最良の方策」を探るためにはより広い視野からの検討が不可欠と考えます。

検討委員会では、石狩川全体における総合治水対策の推進という観点での検討を行っていただきたいと要望いたします。

日野鳥発第 28 号
平成 11 年 5 月 7 日

千歳川流域治水対策検討委員会
委 員 長　山 田　家 正　　様

財団法人　日本野鳥の会
会 長　黒 田　長 久

千歳川流域の治水対策についての「中間まとめ」に対する意見

貴検討委員会におかれましては、千歳川放水路計画をめぐる長年の膠着状態解決のためにご尽力いただき、自然保護の立場からこの問題に取り組んできましたものといたしまして、深く感謝いたしております。

この度、ご送付いただきました中間まとめに関しまして、若干の意見を述べさせていただきます。検討委員会におかれましては、宜しくご検討の上、知事への提言に盛り込んでいただきたいと存じます。

１）新遠浅川案の扱いについて

中間まとめでは、流域外での対策について「如何なる方法によっても流域内では洪水対策が改善されないという明確な客観的事実がないと、流域外住民の合意を得ることは至難である」とされ、総合治水対策を実施した上で著しく効果がない場合に検討課題とするとされています。しかしながら、新聞等の報道によると、流域からは合流点における工事に反対するとともに新遠浅川方式を検討材料に加えることを求める声が聞こえてきます。

今後、委員会の提言に基づいて行われる流域内における総合治水対策の計画立案にあたって先頭に立って動くべき流域自治体を中心に流域外対策を求める声が出ていることは、新遠浅川案の存在が総合治水対策の実行の妨げになっている事に他なりません。

さらに新遠浅川方式は、単に流域外における洪水対処と言うことで理解が得られないばかりでなく、漁業や農業といった生活基盤への悪影響や美々川，ウトナイ湖の湿地環境への悪影響や地形改変に伴う地域の分断など自然環境への悪影響があることからも理解が得られない治水対策であることを明記すべきであります。

以上の点から、流域外の洪水対策である新遠浅川方式は、答申から削除すべきと考えます。再度、検討委員会でのご議論を希望いたします。

２）合流点整備に関して

合流点対策に江別市を筆頭として流域内から反対の声があがっている事は、検討委員会で主として検討された背割堤，千歳川新水路，石狩川河道移設（３案）の５案が、あたかも限定された選択肢であるかのように報道され、一般に受け止められていることによります。そしてこれらの案は、千歳川の洪水対策を江別市という一自治体に押しつけるという構図になっています。

このことは、千歳川の洪水の根本的原因の一つが、石狩川上中流部における捷水路工事や、湿地などの天然の遊水地の喪失などに伴う、千歳川合流点への洪水到達時間の短縮と集中であることを認識しつつも、石狩川流域自治体の連携協力によって問題を解決するという議論が不十分だったことによると考えます。

今回の中間まとめでも対策の対象を千歳川と合流点の流域に限定されており、検討が不十分です。中間報告にも述べられているように、今後、河川法に基づく、石狩川整備基本方針と整備計画の立案を行わなければならないのですから、その際に、石狩川全体の視点から合流点の水位低下対策という視点を盛り込むことを指摘していただきたいと考えます。河川の利用や保全を考えるにあたって上流から河口までの住民の連携協力によって考える時代であり、そのことによって一自治体や自然環境への負担を減らすべきと考えます。また、今後合流点整備について検討を行うとされている「新たな検討の場」においても石狩川全体の視野に立った様々な対策の検討を求めるべきであります。

３）合流点整備に関する「新たな検討の場」と合意形成について

「新たな検討の場」を工事施工の専門家を主体とするとされているが、中間まとめの最後で指摘されているように、合意に基づく計画立案のためには、広範な学際的な分野も含めた専門家と住民、行政，団体が参加するべきと考えます。

特に座長としては、合意形成に長けた人選を行うべきであります。開発局は、工事施工及び計画立案に関しては専門家ではあっても、その他必要と考えられる分野の検討には不十分であり、検討のための材料を提供するという立場に立つべきと考ます。また、合流点対策を、石狩川全体の問題と考えるためには、多数の市町村の協力が必要であることからも、広域自治体としての北海道の責任と主導的立場をとることが必要です。

また、検討委員会が途中からであっても、公開で行われたことは、議論の過程が明らかになり、少なくとも結論に納得を得やすいことにつながったと言えます。今後設けられる合流点の検討に関しても公開の場での議論でなされるべきことを、合意形成の観点を重要視した検討委員会としても指摘していただきたいと思います。もし、開発局が検討の主体となった場合、今回成立した国の情報公開法では付属機関の公開を義務づけしていないため議論が不透明になるおそれがあります。是非、公開の場で行われるべき事を盛り込んで

下さい。

４）基本高水の設定について

現在の降雨による流量の算定は、流量の観測データが少ないためにやむなく行っているものです。また降水量については、その生起確率について統計的な検討が行われても、降雨パターンについては検討がなされていないものです。さらに複数の降雨パターンからの選び出しは、工事実施の現実性（社会や自然環境に与える影響や技術水準）の判断から行われいます。このように、基本高水の設定は、科学的根拠というよりも政治的な判断で行われているのが現状と考えます。

また基本高水の設定によって、合流点で必要とされる工事の規模や内容が変わることを念頭におかなければなりません。合流点の整備が社会的に影響が大きく、石狩川の自然環境にも多大な影響を与えるものであれば、その根拠となる基本高水の設定に立ち返って検討をすべきです。

拡大会議における委員長発言にある、治水計画変更の度に基本高水をより高い値へと変えてきた事への反省に立ち、総合治水対策のうち合流点整備の検討や河川整備基本方針の検討の際には、基本高水の見直しも含めての検討であるべき事を最終まとめには盛り込んでいただきたいと思います。

５）当面の総合治水対策によって確保される安全度について

検討委員会では、千歳川流域と石狩川流域における降水量の相関に基づくモデルを求めて、その結果、当面の対策において千歳川での安全度は、１/２０とされています。使用されている相関のモデルは、千歳川の安全度が１/１００にどのくらい近づいたかを検証すべきものでありますから、当然１/１００に相当する千歳流域 320mm／３日まで使えるモデルであるべきです。しかし、このモデルに当てはめると千歳川 320mm の雨量に対する石狩川の雨量が約 300mm／３日になってしまい、石狩川の基本高水の設定根拠である 260mm／３日の降雨の生起確率が１／１５０であることと矛盾を起こしてしまいます。このことは、使用されているモデルが石狩川流域での降雨量を過大評価していることと言えます。一例を挙げると、開発局の技術報告に記載されている石狩川の降雨確率評価図で読みとると、石狩川流域 200mm／３日は１/５０～１/１００に相当する雨量です。このことから考えると、千歳川流域の安全度１／２０は不当に低く評価されていると思われます。現状として１/２０が流域住民に低い値とうけとられ、流域外対策を求める一因になっています。総合治水対策実施による安全度について再評価をお願いいたします。

安全度は、河川の技術者が目安にしている数字ですが、一般の人にはやはりイメージできないのではないでしょうか。２０年に一度の洪水の被害はどの程度の規模なのか。現在

の千歳川の堤防は計画水位を８．５ｍにしても２ｍの余裕高を８５％の区間で満たしています。しかも、検討委員会の総合治水の中に樹林帯が組み入れられたことから、洪水で越流するという最悪のケースでも、破堤は防ぐということが目標に入ったと言えます。

総合治水対策が、流域住民の安心できる対策であることを、委員会が積極的に示されることを望みます。

最後に

今回の、検討委員会を通じての検討は、社会への影響や自然環境への影響などを念頭に入れて、社会的な合意のもとでの治水対策の立案というこれまでにないものであったと評価いたします。特に、大規模公共工事によらず中小の対策の積み重ねによる治水の追求としての総合治水対策と、補償や土地利用にまで踏み込んだこれまでの河川行政にはなかった取り組みでした。今後、道内の河川の問題を考える時の基本姿勢のみならず、我が国の治水対策を考える上での基本姿勢を打ち出されたと考えます。

この後は、千歳川流域における着手可能なところからの一刻も早い対策の実施と、合流点対策の実りある議論を希望いたします。

以上

日野鳥発第 44 号
1999 年 6 月 28 日

千歳市長
東　川　孝　殿

財団法人　日本野鳥の会
会 長　黒 田　長 久

千歳美々ワールド開発・分譲事業用地の今後の環境保全について（要望）

拝啓　時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より地域の環境保全行政にご尽力のこと、感謝の念に堪えません。

さて、千歳湖を含む美々川は、ラムサール条約の登録湿地及び国設特別鳥獣保護区であるウトナイ湖へ流入する水の 80%以上を供給する河川として重要であるばかりか、北海道保険環境部によって平成 4 年 3 月にまとめられた「美々川流域の自然環境の資質と現状」において、「美々川流域は、石狩低地帯の自然の本来の姿がそのままの状態で残された数少ない地域の一つであり、その自然性は高く、また、多様性に富む地域」と記載されていますように、極めて貴重な自然であります。またこの地域は北海道自然環境保全指針のすぐれた自然に指定され、北海道環境保全条例に基づく環境保全地域指定へ向けての動きもあります。

この源流を含む美々川流域の自然環境は、ウトナイ湖と密接に関連する一体の自然であります。ウトナイ湖の自然と生態系の保全に欠くことのできない美々川源流部周辺における土地利用計画は、極めて慎重に進められなければなりません。

今回の美々ワールドの破綻により、あらたなる土地利用計画への取り組みがなされるものと思われますが、現在及び将来にわたって美々川とウトナイ湖の自然環境に決して禍根を残さない土地利用計画策定へのご配慮を切に望む立場から、下記の３点を要望いたします。

敬具

記

１．美々ワールド地区の土地利用にあたっては、美々川の源流に悪影響を与えない土地利用計画を要望いたします。

２．土地利用にあたっては、美々川の水源である地下水の過度の利用は避けてください。施設からの排水については、河川水はもとより地下水の汚染をも引き起こすことのないようにご配慮ください。また、雨水によっても、美々川への土砂や有害物質の流入、地下浸透する際の地下水の汚染を引き起こさないよう格段のご配慮をお願いいたします。

３．千歳湖周辺は、都市公園地域となっておりますが、公園としての利用にあたっても、現在の自然環境を生かし、美々川の源流部に相応しい利用計画の策定を要望いたします。

以上

日野鳥発第 45 号
1999 年 6 月 28 日

千歳市議会
議長　金　等　殿

財団法人　日本野鳥の会
会 長　黒 田　長 久

千歳美々ワールド開発・分譲事業用地の今後の環境保全について（要望）

拝啓　時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より地域の環境保全行政にご尽力のこと、感謝の念に堪えません。

さて、千歳湖を含む美々川は、ラムサール条約の登録湿地及び国設特別鳥獣保護区であるウトナイ湖へ流入する水の 80%以上を供給する河川として重要であるばかりか、北海道保険環境部によって平成 4 年 3 月にまとめられた「美々川流域の自然環境の資質と現状」において、「美々川流域は、石狩低地帯の自然の本来の姿がそのままの状態で残された数少ない地域の一つであり、その自然性は高く、また、多様性に富む地域」と記載されていますように、極めて貴重な自然であります。またこの地域は北海道自然環境保全指針のすぐれた自然に指定され、北海道環境保全条例に基づく環境保全地域指定へ向けての動きもあります。

この源流を含む美々川流域の自然環境は、ウトナイ湖と密接に関連する一体の自然であります。ウトナイ湖の自然と生態系の保全に欠くことのできない美々川源流部周辺における土地利用計画は、極めて慎重に進められなければなりません。

今回の美々ワールドの破綻により、あらたなる土地利用計画への取り組みがなされるものと思われますが、現在及び将来にわたって美々川とウトナイ湖の自然環境に決して禍根を残さない土地利用計画策定へのご配慮を切に望む立場から、下記の３点を要望いたします。

敬具

記

１．美々ワールド地区の土地利用にあたっては、美々川の源流に悪影響を与えない土地利用計画を要望いたします。

２．土地利用にあたっては、美々川の水源である地下水の過度の利用は避けてください。施設からの排水については、河川水はもとより地下水の汚染をも引き起こすことのないようにご配慮ください。また、雨水によっても、美々川への土砂や有害物質の流入、地下浸透する際の地下水の汚染を引き起こさないよう格段のご配慮をお願いいたします。

３．千歳湖周辺は、都市公園地域となっておりますが、公園としての利用にあたっても、現在の自然環境を生かし、美々川の源流部に相応しい利用計画の策定を要望いたします。

以上

1997年6月18日

建設大臣　亀井静香　様

千歳川放水路計画に関する質問

財団法人　日本野鳥の会
保護・調査センター
所長　品田　譲

拝啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設省におかれましては、平成6年1月に「環境政策の大綱」を制定され、平成8年 6 月には河川審議会答申（「21 世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本方向について」）を発表されました。こうした自然環境との調和を重視した河川行政の推進は、私どもも歓迎するところでした。さらに今年、この流れを受けて5月28日に「河川法の一部を改正する法律案」が可決成立しました。ここには、河川整備の保全にあたって、自然環境を中心とした「河川環境」の重視と「地域の意向の反映」が明記されています。この点、私どももかねてより望んできたところでした。

また今年の5月に入っては相次ぐダム計画中止の報道があり、5月28日には、建設省河川局によって「平成 9 年度千歳川放水路建設事業費の執行について」が発表され、日本野鳥の会や地元の自然保護団体などが貴重な自然環境保全の立場から反対を表明してきました予算の一部が、改正河川法の趣旨にそって凍結されました。このご判断は、適切であったと考えております。

こうしたなかで千歳川放水路問題の現状については、北海道庁が、北海道開発庁の申し出を受けて「話し合いの場」設定の事前準備に入っているように報道されています。北海道沖縄開発庁長官はこの「話し合いの場」の準備にあたって、3月には「前提条件無しで広く議論」と発言され、5月には「白紙の立場でみなさんの気持ちを開く場」などと発言されたと報道されています。

15 年以上前に浮上した千歳川放水路計画は、ラムサール条約登録地であるウトナイ湖を含めた大切な自然環境を損ない、苫小牧沖で操業する沿岸漁業に壊滅的な打撃を与えるなどのため、いまだ解決策が見い出されていません。北海道庁は、「美々川流域の自然環境の資質と現状」を発表し、千歳川放水路計画予定地周辺の自然環境の重要性を指摘していま

す。

　ところで現在、先の「話し合いの場」の内容について報道等で伝えられているのみで、きわめて断片的にしか明らかになっていません。

　以上から、次の質問をさせていただきたいと思います。

　ご返事は、できましたら 6 月末日までに文章でいただきたくよろしくお願い申しあげます。

敬具

記

質問

１．「話し合いの場」の報道のなかで伝えられている「白紙の立場」もしくは「前提条件なしに」との発言は、今日までに議論された千歳川放水路計画を前提としない立場でのことと理解してよいのでしょうか。

２．これまで約 196 億円の予算を使い蓄積された調査結果や観測データは、今後公開されると考えてよろしいのでしょうか。

３．建設大臣、北海道沖縄開発庁長官、北海道知事とみに「話し合いの場」の設定にあたっては、歩調を合わせ統一された意想をもって臨もうとされているのでしょうか。

４．51％が凍結された今後の状況を考えると、来年度以降の千歳川放水路計画の予算を全額凍結されるおつもりと考えてよいのでしょうか。

以上